

生産緑地買取り申出必要書類

	書類名	指定後 30年経過	故障	死亡			発行機関	原本	備考
				相続による 所有権移転 登記済	相続による所有権移転登記を していない				
					遺産分割 協議書作成	遺産分割 協議書未作成			
<input type="checkbox"/>	生産緑地買取り申出書 (買取り申出者)	○ (所有者)	○ (所有者)	○ (所有者)	○ (該当の相続人)	○ (相続人全員)	/	要	・ 実印を押印したもの
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書 ※1	○ (所有者)	○ (所有者)	○ (所有者)	○ (相続人全員)	○ (相続人全員)	区役所等	要	・ 共有の場合、所有者全員分必要
<input type="checkbox"/>	土地の全部事項証明書 ※1	○	○	○	○	○	法務局	コピー可	・ インターネット登記情報提供サービスから取得したものも可 (照会番号、発行年月日の記載があるもの)
<input type="checkbox"/>	生産緑地に係る農業の主たる 従事者についての証明書		○	○	○	○	農業 委員会	要	・ (死亡の場合) 買取り申出事由が生じた者の氏名、住所、買取り申出事由、買取り 申出事由が生じた日が戸籍抄本又は戸籍謄本の内容と一致していること ・ (故障の場合) 買取り申出事由が生じた者の氏名、住所、買取り申出事由、買取り 申出事由が生じた日が医師の発行する証明書の内容と一致していること
<input type="checkbox"/>	医師の発行する証明書		○				医療機関	要	下記事項を必ず記載すること 1) 証明書の発行日 2) 証明書を発行した医療機関名、医療機関所在地、医師氏名の記載 3) 医師の個人印の押印 4) 主たる従事者の氏名、住所の記載 5) 生産緑地法施行規則第5条に規定される農業従事を不可能にさせる故障(裏面参照) を理由として、「農業の従事が不可能である」と明記されていること
<input type="checkbox"/>	戸籍抄本又は戸籍謄本 ※1			○	○	○	区役所等	要	・ 主たる従事者の死亡が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	戸籍の附票 ※1			○	○	○	区役所等	要	・ 主たる従事者についての証明書の住所が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書				○		/	コピー可	・ 相続人の名前、住所の記載及び実印の押印があるもの
<input type="checkbox"/>	申出者の委任状 (委任者)	(所有者)	(所有者)	(所有者)	(該当の相続人)	(相続人全員)	/	要	・ 申出者の実印を押印したもの ・ 共有の場合、所有者全員からの委任状が必要
<input type="checkbox"/>	戸籍の附票 ※1	所有者の現住所と登記されている住所が異なる場合必要					区役所等	要	・ 住所の沿革がわかるもの
<input type="checkbox"/>	建物の全部事項証明書 ※1	生産緑地内に建物がある場合必要					法務局	コピー可	・ インターネット登記情報提供サービスから取得したものも可 (照会番号、発行年月日の記載があるもの)
<input type="checkbox"/>	実測図(地積測量図) ※1	筆の一部分を買取り申出する場合必要					法務局	コピー可	・ 分筆内容を確認できる図面が必要
<input type="checkbox"/>	同意書(「買取る旨の通知書の発送を条件として、 当該権利を消滅させる」旨の当該権利者の書面。)	他人の権利がついている場合必要 (抵当権、小作権、地役権、地上権等)					/	要	・ 実印の押印及び印鑑証明書の添付が必要
<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図の写し					「法定相続情報一覧図」を作成 している場合必要	法務局	要	・ 相続人の住所の記載があるもの
<input type="checkbox"/>	相続人の住民票 ※1					「法定相続情報一覧図」を作成 していない場合必要	区役所等	要	・ 相続人の本籍が記載されているもの ・ 相続人全員の住民票が必要
<input type="checkbox"/>	被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本 ※1					「法定相続情報一覧図」を作成 していない場合必要	区役所等	要	

※1 発行日から3カ月以内のもの

必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

電子申請の場合、原本提出が必要な書類については、電子申請後に郵送にてご提出ください。
【郵送先】 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所 都市計画課

生産緑地法施行規則第五条（農林漁業に従事することを不可能にさせる故障）

第五条 法第十条第二項の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とする。

一 次に掲げる障害により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの

イ 両眼の失明

ロ 精神の著しい障害

ハ 神経系統の機能の著しい障害

ニ 胸腹部臓器の機能の著しい障害

ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

ヘ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

ト イからへまでに掲げる障害に準ずる障害

二 一年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの